



SANJO ROTARY CLUB

三條ロータリークラブ

週報 No. 23 2017.12.13 (No.2941)

クラブと地区の変革をめざそう

第2560地区ガバナー／新保清久
 会長／小出子恵出
 会長エレクト／松永一義 (クラブ奉仕A)
 会長ノミニー／若槻八十彦 (クラブ奉仕B)
 副会長／五十嵐晋三
 幹事／吉井直樹
 S A A／歸山肇
 会計／関川博

例会日／毎週水曜日 12:30～
 例会場及び事務局／
 三條市旭町2-5-10 三條信用金庫本店内
 例会場／TEL 34-3311
 事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail : sanjo-rc@cpost.plala.or.jp
 http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/
 (～はshiftを押しながら“へ”のキーを
 押してください)

- 本日の出席会員数:60名中48名
- 先々週出席率:85.71%

【ゲスト】

- ・三條税務署 署長 廣瀬 隆 様

【ビジター】

- ・三條南RC会長 野崎正明さん
- ・三條北RC会長 渋谷義徳さん
- ・三條東RC会長 本多秀子さん

【先週のメイクアップ】

- [12.6] ウィンターフェスティバルへ
 ・野崎喜一郎さん
- [12.8] 三條ローターアクトへ
 ・衛藤泰男さん、 中村信一さん、
 ・中條克俊さん
- [12.9] 地区R財団ミーティング(新潟)へ
 ・野崎喜一郎さん、 吉井直樹さん
- [12.12] 三條北RCへ
 ・江部卓城さん、 小出子恵出さん



会長挨拶

「現代史は学ぶべき最重要科目」

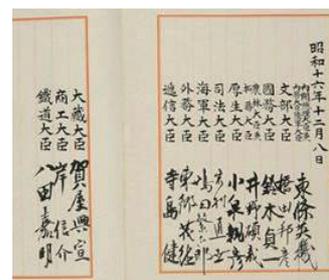
小出子恵出 会長



みなさんこんにちは。今日は、三條税務署 廣瀬署長様、ご多忙のところ卓話をよろしくお願い致します。

三條南クラブの野崎会長さん、三條北クラブの渋谷会長さん、三條東クラブの本多会長さん、川瀬ガバナーの応援に来ていただきありがとうございます。

ロータリーソング「奉仕の理想」に世界の久遠の平和が歌われています。



12月8日は先の戦争の開戦の日でした。元伊藤忠商事社長、その後中国大使を務められた丹羽宇一郎氏は、開戦の日あたりコメントを出しています。

「何故、日本は太平洋戦争をしなければならなかったか」

「学校で、現代史をしっかりと

教えるべきだ」といっています。歴史は戦勝国の歴史であって、負けた国の歴史は表面に出ないとも言っています。終戦記念日である8月15日は、毎年、日本中でさまざまな式典が



ロータリー：変化をもたらす

2017～2018年度国際ロータリーのテーマ



あるため、ほとんどの日本人が知っています。開戦の日である12月8日は、日本では特に大きなイベントもなく、メディアもあまり取り上げることがないので、単なる師走の1日にすぎない扱われ方となっています。しかし、「物事には始めがあって終わりがある。日本人にとって12月8日(開戦の日)は8月15日(終戦の日)と並ぶ大事な日であるはず」と述べています。

みなさんもお存じのとおり、幸い日本は、終戦から72年間戦争をしていません。戦後70年間戦争をしなかったのは国連加盟193ヶ国のうち8ヶ国しかなく、アジアで日本とブータンだけです。あと6ヶ国は、平和賞を除くノーベル賞授賞式が行われたスウェーデンと平和賞受賞式会場のノルウェー、永世中立国のスイス、アイスランド、フィンランド、デンマークの北欧の国だと思います。

我が国名は「にほん」「にっぽん」のどちらでもよい鷹揚な国です。外国からは「NIPPON」と呼ばれないのは何故なのでしょう。国連やオリンピックでも、観光パンフレットでもJAPANです。

これはマルコポーロ「東方見聞録」黄金の国「ジパング」が大本なんだそうです。日本をあらわすドイツ語やオランダ語の「ヤーパン」もフランス語の「ジャポン」、スペイン語の「ハポン」もいずれもJの発音の違いからです。

日本語で「日」という字の音読みは何日の「ニチ」と本日の「ジツ」の二通りあります。「日本」と書いて「ニホン」「ニッポン」と読みますが、これは呉音ごおんの発音です。これが漢音では「ジツポン」が「ジッポン」となり、「ジパング」になったと言われています。日本がオリンピック初参加の、1912年ストックホルムオリンピックの時は、「NIPPON」のプラカードで登場しました。「NIPPON」を使ったのはこれ1回です。

話を戻します。武器を売っている国は代理戦争を仕掛けたり、戦争をしています。アメリカのトランプ大統領は死の商人なのではないでしょうか、また、エレスルムこしらで火種を拵えました。日本では、近隣の「Xデイ」はいつと特需を期待するような空気もあります。

丹羽宇一郎氏は「損得勘定した場合、戦争程割の合わないものはない。戦争はどんなことをしても絶対回避しなければならない」と結んでいます。

平和ボケにならないようにしましょう。

英語圏の国：ジャパン (Japan) ドイツ、オランダ：ヤーパン (Japan)
フランス：ジャポン (Japon) スペイン語圏：ハポン (Japon)
イタリア：ジャッポネ (Giappone)
ロシア、ウクライナ、ポーランド、ベラルーシ：イポーニヤ Япония

幹事報告

吉井直樹 幹事

◎ロータリー米山記念奨学会より、米山功労クラブ
感謝状が届いております。

表彰年月 2017年11月

表彰回数 第32回 米山功労クラブ

◎三条RACより

「1月第一例会(新年会)のご案内」

日時 1月12日(金) 19:30~21:00

会場 越前屋ホテル

◎新保ガバナー事務所より

「地球環境保全のための植樹事業(下越地区)のご案内」

《今後の予定》

開催日：2018年5月12日(土)

場所：グリーンパーク あらかわ総合運動公園

植樹本数：300本

開催日：2018年5月26日(土)

場所：新潟市青山海岸

植樹本数：1,000本

◎吉田RCより「訃報連絡」

チャーターメンバーで初代会長の涌井智一郎様が12月10日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

◎来週 20日(水)は、夜例会「ファミリークリスマスパーティー」です。

27日(水)はクラブ休会です。新年は1月10日(水)より通常例会となります。

ニコニコBOX

三条南RC会長 野崎正明様

本日はメーキャップさせて頂きました。貴クラブには常日頃、大変お世話になり、ありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。

三条北RC会長 渋谷義徳様

日頃は、小出会長様に親しくさせて頂いております。厚く感謝申し上げます。本日はお世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

三条東RC会長 本多秀子様

日頃は大変お世話になっております。今日は宜しくお願い致します。

渋谷健一さん

先月に誕生祝を頂き、過去90才以上の在籍者 田中佐造さん、初代会長 金子さん、P.G.藤田さん、皆様はお亡くなりになっておられますが、そのお仲間入りが出来、先般の地区大会では永年在籍でガバナー賞を頂き、来週はクリスマスパーティーで手に手をつないで楽しませて頂けることに感謝してBOXに協力します。

小出子恵出会長

廣瀬署長様、御多忙のところ卓話ありがとうございます。

3クラブの会長様、川瀬ガバナーの応援ありがとうございます。

小林敬典さん

私ごとで申し訳ありません。身体の調子が良くなりました。全快の目途がついたと云う事です。

中村和彦さん

先週「石和温泉」に行って来ました。トンネルを越えると雪国でした。

廣瀬様、卓話ありがとうございます。

樺山 仁さん

本格的な雪の日が来ました。足下に注意しましょう。

本日の廣瀬様の卓話に期待して！

牧 利幸さん

すっかり冬らしくなりました。皆様、お足下にお気をつけて下さい。

小林吾郎さん

腰をだしてしまいました。

木村文夫さん

今日は、諸用により早退させていただきます。

川瀬康裕さん、若槻八十彦さん、小越憲泰さん、渡辺勝利さん、松永一義さん、斎藤弘文さん、明田川賢一さん、高橋 司さん、伊藤寛一さん、石橋育於さん、野水靖之さん、石黒良行さん、関川 博さん、阿部吉弘さん、矢吹信太郎さん、船越良則さん、米山智哉さん、金子俊郎さん、中村信一さん、熊倉昌平さん、荻根澤隆雄さん、歸山 肇さん、杉山幸英さん、五十嵐昭一さん

三条税務署署長 廣瀬 隆様を歓迎申し上げます。

本日は卓話ありがとうございます。

12月13日分 ￥ 47,000

今年度累計 ￥ 669,000

「卓 話」

「ふるさと納税制度について」



三条税務署
署長 廣瀬 隆 様

1. はじめに

三条税務署長、廣瀬と申します。

本日は、三条ロータリークラブ例会にお招きいただき感謝申し上げます。

クラブ会員の皆様には、日頃から税務行政への深いご理解とご協力を賜っておりまして本席をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

簡単に自己紹介をさせていただきます。前任は、関東信越国税局の特別整理部門で相続税滞納等の大口滞納の整理を担当しておりました。三条税務署勤務は、25年振り2回目の勤務で、大変懐かしく思っております。

2. 本日のお話の内容

本日は、「ふるさと納税」について、お話をさせていただきます。

テレビ番組などで、豪華な返礼品を紹介されたり、ふるさと納税のWEBサイト会社が新ビジネスとして着目されたりして、その言葉はよく知られていると思います。しかし、本当に「納税」と呼んでいいのか、返礼品ってどこからお金が出ているのか、など、その本質や実態については、あまり理解されていないのではないかと思います。本日お話させていただくこととしました。

3. 項目

- (1) 沿革 (2) 特性 (3) 制度の概要及び手続き等
- (4) 現状と課題

- イ. 地域振興及び復興支援 ロ. 返礼品をめぐる問題 ハ. 大都市圏、地方中核都市における財政問題
- (5) 今後に向けて

*本資料は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」H29.7.4に基づき作成

【表1】ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移

	受入額		受入件数	
		対前年比		対前年比
平成21年度 (ふるさと納税導入)	77億円	—	6万件	—
平成22年度	102億円	132%	8万件	133%
平成23年度	122億円	120%	10万件	125%
平成24年度	104億円	85%	12万件	120%
平成25年度	146億円	140%	43万件	358%
平成26年度	389億円	266%	191万件	444%
平成27年度	1,653億円	425%	726万件	380%
平成28年度	2,844億円	172%	1,271万件	175%

(注)受入額及び受入件数は、各自治体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む自治体もあり)、単位未満は四捨五入し概数としてある。

【表2】平成28年度 ふるさと納税受入額ベースランキング

全国 上位10団体 (単位:千円、件)

新潟県内 上位10団体 (単位:千円、件)

順位	団体名	金額	件数	順位	自治体名	金額	件数
1	(1) 宮城県 都城市	7,333,161	528,242	1	(100) 燕市	581,807	23,435
2	(8) 長崎県 伊那市	7,204,693	59,084	2	(138) 糸魚川市	451,762	18,287
3	(2) 静岡県 焼津市	5,121,281	231,244	3	(140) 新発田市	445,129	19,575
4	(48) 宮崎県 都農町	5,008,695	257,268	4	(147) 魚沼市	423,325	18,069
5	(9) 佐賀県 上峰町	4,573,292	272,265	5	(163) 三条市	386,034	20,616
6	(564) 熊本県 熊本市	3,686,310	69,473	6	(180) 弥彦町	359,462	33,607
7	(11) 山形県 米沢市	3,530,993	35,574	7	(246) 湯沢町	255,838	2,825
8	(23) 大阪府 泉佐野市	3,483,582	216,651	8	(297) 村上市	207,823	8,448
9	(3) 山形県 天童市	3,357,549	201,925	9	(363) 長岡市	166,051	9,037
10	(20) 北海道 根室市	3,307,434	165,797	10	(389) 五泉市	148,045	8,248

* ()内は前年度順位

* ()内は全国順位

参考：地方団体の総数 1,788 団体 (都道府県：47 団体、市区町村 1,741 団体)

【表3】平成28年度 ふるさと納税の募集や受入に伴う経費(全国団体計)

区分	金額
返礼品の調達に係る費用	1,091億円
返礼品の送付に係る費用	150億円
広報に係る費用	31億円
決済等に係る費用	52億円
事務に係る費用、その他	161億円
合計	1,485億円

【参考】ふるさと納税の受入額に対する返礼品の調達に係る費用の比率
 $1,091 \text{ 億円} \div 2,844 \text{ 億円} = 38.4\%$

【表4】平成28年度 ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等

公表の状況	地方団体数
受入額実績・活用状況(事業内容等)の両方を公表している	1,091(58.2%)
受入額実績のみ公表している	450(25.2%)
活用状況(事業内容等)のみ公表している	30(1.7%)
いずれも公表していない	268(15.0%)
寄付者への報告の状況	地方団体数
寄付金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している	433(24.2%)

ふるさと納税制度について

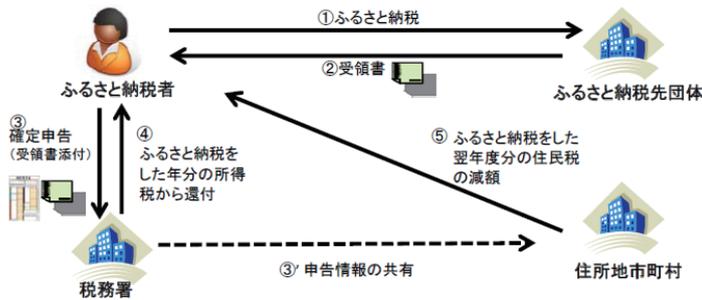
制度の概要

- 都道府県・地区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例: 年収 700 万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000 円のふるさと納税をすると、2,000 円を除く 28,000 円が控除される。)

← 控除外	→ 控除額		
適用 下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例分)
			所得割額の 2割を限度

- 控除を受けるには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が 5 団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成 27 年 4 月 1 日以後におこなわれるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



※確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が 5 団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用)

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0~45%(※))が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~45%(※)))
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成 26 年度から平成 50 年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ(※1)】

← ふるさと納税額 30,000 円 →			
適用 下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減(※3) (30,000円-2,000円) × 20%(※2) = 5,600円	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3) (30,000円-2,000円) × 10% = 2,800円	【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%(※2)) = 19,600円
			所得割額の 2割を限度
← 所得税と合わせた控除額 28,000 円 →			

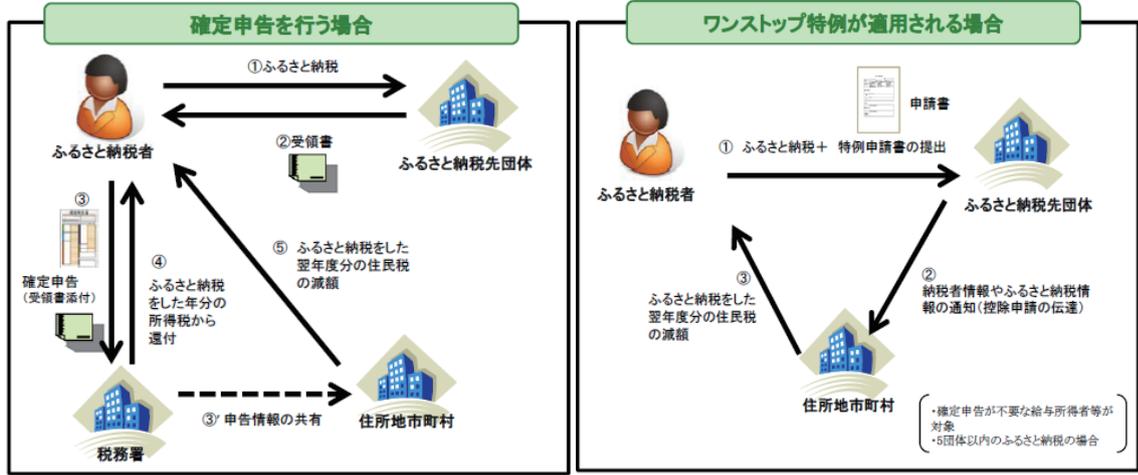
※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

- 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限って、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。
 - ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。）
 - ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
 - ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。



「米山功労クラブ」は個人・法人・クラブ扱い全ての特別寄付金が対象となり、特別寄付金累計額が100万円を超える毎に表彰されます。

次週例会 12月27日 **クラブ休会**

次々週例会 1 月 3 日 **休会**

